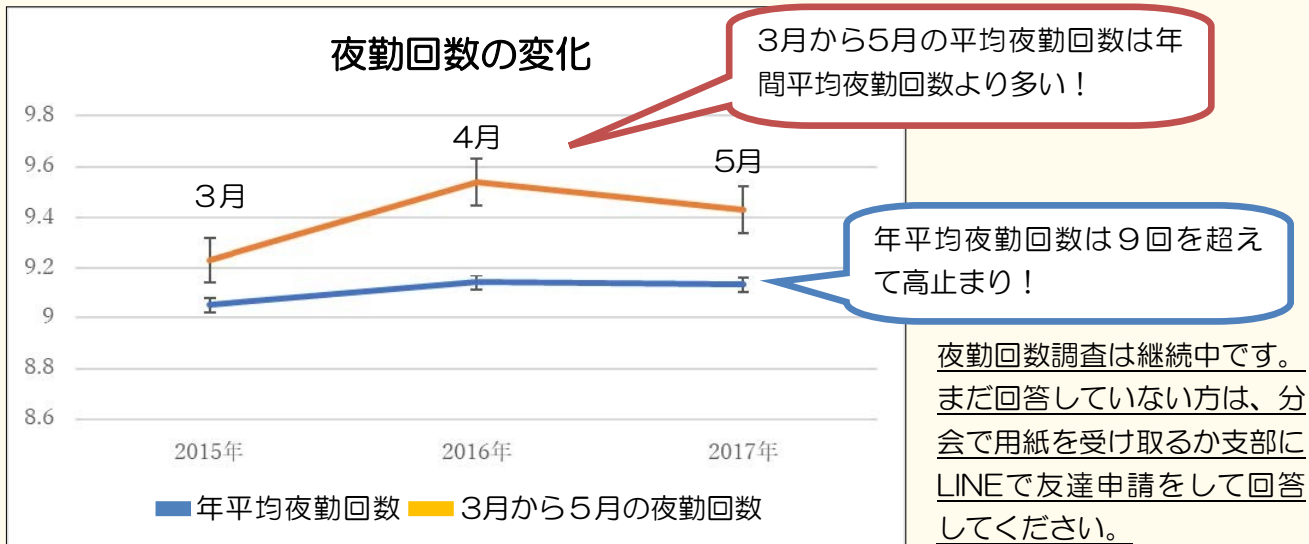


特殊勤務手当の大幅改善を実現しよう！
自らの命を削る夜勤の手当は8000円

深刻な夜勤実態！年間142回 月16回の夜勤も！ 経営本部は直ちに深刻な事態の改善を！支部調査中間報

病院支部は2交代で月5回以上、3交代で月9回以上の夜勤から、それぞれ3交代は3000円、2交代は6000円を支給する夜勤回数超過手当を要求しています。今回支部が呼びかけた2015年から2017年までの3年間の夜勤回数調査にはたくさんの組合員の方から回答がありました。そのうち有効回答197についての集計結果がまとまりました。15年から3年間の月平均夜勤回数は下の図のようになっています。いずれも平均9回（3交代換算以下同様）を超えています。特に深刻なのが年度末の3月から新人さんが夜勤に入れない5月までの時期です。この3か月間の夜勤回数は年平均を上回っています。月最大夜勤回数は16回、これは2日に1回夜勤を行っているということです。これでは通常の社会生活に支障が出かねませんし、何より健康被害が心配される回数です。そして年間の夜勤回数は、なんと142回の方がいました。「夜勤は3交代で月8回以内」という人事院判定が出されて50年以上がたっています。それにもかかわらずこのような深刻な事態です。病院経営本部は一刻も早く夜勤人員の確保に努めるべきです。夜勤は発がん性のある有害業務です。ですから3交代換算で月9回以上の夜勤を命じた場合は、まさに特殊勤務手当の支給要件である、「著しく危険、不快、不健康または困難な勤務」に該当します。都立病院が24時間安心安全な医療を提供できるのは、現場で月9回以上の夜勤に従事する看護師がいるからこそです。病院支部は「夜勤回数超過手当」の新設を強く求めます。



第58回病院支部大会 代議員で参加しよう

日時：10月26日 9:30受付 10:00開始
場所：西新宿ベルサール 8階

<当面の日程 2018>

10月11日(木)
10時半～ 秋のナースウェーブ 新宿駅南口前
13時～ 憲法 いのち 社会保障をまもる
10.11 国民集会 日比谷野外音楽堂

発行 都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail: mail@t-byoinsibu.jp URL http://www.t-byoinsibu.jp

@Byoinsibu_Tocho 都立病院のお役立ち情報を発信しています
あなたの職場の健康度は？いますぐチェック →



LINE@ 都庁職病院支部

職場の悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしぶ子さんが
つぶやいています。
共感することもあるはず！



#看護師のしぶ子さんと検索